

北海道動物愛護推進員を募集します

動物愛護推進員とは

北海道では、道内（※札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。）における動物の愛護と管理を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）第38条の規定に基づき動物愛護推進員を委嘱しており、ボランティアとして、犬猫等の動物の愛護や正しい飼い方について、道民の理解を深めるための活動を担っていただいています。なお、ボランティアとして活動いただくため、謝金等は支給されません。

第7期動物愛護推進員の委嘱期間の終了に伴い、第8期動物愛護推進員を募集します。

動物愛護の推進に熱意があり、道の施策にご協力いただける方の応募をお待ちしています。

※ 動物愛護推進員は、動物愛護法により都道府県知事、指定都市及び中核市の長が委嘱することができることとされているため、札幌市、旭川市及び函館市の方は、対象外となります。また、石狩市においては委嘱の事務を委譲しているため、対象外となります。

〈主な活動内容〉

- ① 行政が行う動物愛護イベントへの協力
- ② 保健所に收容された犬猫の譲渡事業（新しい飼い主探し）への協力
- ③ 災害時における犬猫の避難・保護への協力
- ④ 犬猫の避妊去勢手術や適正な飼育について、飼い主などへの助言

募集内容・応募要件など

1 募集内容

(1) 次の3区分で、全道で170名を各(総合)振興局単位で募集します。

- ① 一般の方（資格、経験は問いません。）
- ② 犬猫等の動物に関する資格を有する方又は犬、猫等の動物に直接かかわる仕事をされている方
・資格は、動物の愛護及び適正飼養等に関する知識の修得が必要となる「獣医師」、「愛玩動物飼養管理士」、「ドッグトレーナー」等で、種類は問いません。
・犬猫等の動物に直接かかわる仕事には、ペット用品のみを取り扱う仕事は含みません。
- ③ 市町村から紹介を受けた方

(2) 区分ごとに募集の定員を設けていますが、委嘱後は募集区分による区別はありません。

(3) 任期は、委嘱の日(令和元年(2019年)11月中を予定)から令和3年(2021年)10月までの約2年間です。

2 応募要件（次の要件をすべて満たす方が対象となります。）

- ① 北海道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。）に居住し、18歳以上の方
- ② 動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方
- ③ 動物愛護法、狂犬病予防法、北海道動物の愛護及び管理に関する条例及び市町村の動物関係条例の規定を遵守している方

応募方法等

1 応募方法 裏面応募用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの(総合)振興局保健環境部環境生活課あてに提出してください。（郵送・FAXも可）

2 選考結果 各(総合)振興局で選考を行い、結果を応募者全員にお知らせします。
選考された方には、委嘱の承諾書を提出していただき、各(総合)振興局が行う1日間の研修会に参加していただいた後に、「北海道動物愛護推進員の証」を交付します。

応募締切・応募先

1 応募締切 令和元年9月30日(月) 必着

2 応募先・問合せ先 (総合)振興局保健環境部環境生活課